

会 議 録

会議の名称	平成31年度第3回東大和市国民健康保険運営協議会
日 時	令和2年1月31日（金） 午後1時15分から
会 場	東大和市役所 会議棟 第7・8会議室
出 席 者	運営協議会委員13名（欠席4名） 市民部長、保険年金課長 事務局3名 合計18名
公 開 等 非 公 開	会議録等の 全部 秘密会の議決 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 非公開議決 一部
傍 聴 人	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
会 議 次 第	日程第1 東大和市国民健康保険税の税率等の改定につ いて（答申案） 日程第2 その他
会議の記録	別紙会議録のとおり
備 考	

尾崎会長	<p>皆さん、こんにちは。お時間になりましたので、早速運営協議会を始めさせていただきたいと思います。前回は1月22日に開催して、あまり間を置かず、今回の開催となったわけでございます。諮問内容について持ち帰っていただきまして、お読みいただいたと思いますけども、今日は慎重審議の上、審議させていただきたいと考えておりますので、委員の皆様よろしくお願ひします。</p> <p>〈会長ごあいさつ〉</p> <p>はじめに事務局から本日の出欠状況についてお願いいたします。</p>
事務局	<p>本日の出席委員でございますが、委員総数17名中、出席委員13名でございます。また、東大和市国民健康保険条例第2条に定めます各選出区分からご出席がございますので、東大和市国民健康保険運営協議会規則第7条により会議は成立しておりますので、お知らせいたします。</p>
尾崎会長	<p>はい、ありがとうございました。次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。</p> <p>〈議事録署名人を指名〉</p> <p>さっそくお手元にお配りしている資料によりまして、進めさせていただきます。それでは議事に入らせていただきます。まず、「日程第1 東大和市国民健康保険税の税率等の改定について（答申案）」です。前回の運営協議会にて、市から諮問内容につきまして説明がありまして、審議を行いました。また、その後、諮問の内容に意見等があれば、事務局まで連絡をお願いしたところではございます。その後、委員さんからいただいたご意見を踏えまして、今日の答申案をまとめさせていただきます。</p>

<p>村上部長</p>	<p>ました。ご意見をいただきました委員の皆様本当にありがとうございました。諮問内容に対しまして特段の異論がなかったので、諮問の内容を認める答申案となっております。その内容につきましましては、部長のほうから説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、答申案の内容につきまして、ご説明させていただきます。着座にて失礼させていただきます。</p> <p>はじめに、前回の運営協議会にて諮問させていただきました内容につきまして、1月27日までにお二人の委員から、事務局までにご意見をいただきました。要約したものを報告させていただきます。</p> <p>お一人目のご意見です。一般会計からの赤字補填繰入れによって、国民健康保険以外の市税が入っていることは、やはり問題があると思う。国保は国保で、自立しているべきである。均等割は隣接市と比較してもまだ抑えられているので、所得の低い方への配慮はなされている。経験として、余分なお薬が処方されないようになればいいのに、と感じることがあり、市の事業で医療費が少しでも抑えられればと思う。</p> <p>続きましてお二人目のご意見です。社会保険の適用拡大によって、被用者保険側の加入者が増加し、後期高齢者支援金の負担も増え、被用者保険側の持ち出しが増えることとなる。全面総報酬割により生じた国費は、国民健康保険にまわされており、国民健康保険の被保険者が減少することで、国保財政は全体として改善されるはず。こうした流れの中で、国保には応分に負担する必要があるのでは、と考える。</p> <p>これらのご意見及び諮問の際のご審議を踏まえまして、答申書案の内容がまとめられております。答申書案の内容につきま</p>
-------------	---

して、ご説明申し上げます。

お手元にお配りしております、東大和市国民健康保険税の税率等の改定について（答申）の案をご覧ください。

1枚目の、東大和市国民健康保険税の税率等の改定について（答申）につきましては、鏡文となっております、本日、委員の皆様より、答申の内容をお諮りいただきましたのち、会長印を押印した答申書を、用意させていただきます。1枚おめくりいただきまして、2枚目が答申書の表紙となります。もう1枚おめくりいただきますと、諮問の内容を認める答申に至った考えがまとめられておりますので、そのまま読み上げさせていただきます。

当協議会は令和2年1月21日に、市長から東大和市国民健康保険税の税率等の改定について諮問を受け、当日の審議及びその後の意見集約を行った。その結果、当協議会として、以下の理由から諮問のとおり国民健康保険税の税率等の改定を認めることが適当と判断した。

市は、国から求められた財政健全化計画を策定し、これに則り、国の特例基金によって国民健康保険税の急増が抑制される令和5年度までに、一般会計からの赤字補填繰入れを解消することとしている。国民健康保険制度の安定的で健全な運営には、この取組の実現が必要であると、当協議会も認識し、この2年間国民健康保険税の税率等の改定に関する答申を行ってきた。

今回の改定に際して、市からは、新たな補助金の活用や保険税率改定積算上の収納率の見直しにより6,400万円程度の赤字補填繰入れの削減を図っている旨の説明があった。このこ

とにより改定率は5.45%に抑えることができた。これは、これまでの市の取組があつてこそのものであり、評価に値する。

確かに、国民健康保険の被保険者にとっては、保険税率の増改定となる。しかしながら、給与・賞与水準の高い被用者保険は、後期高齢者支援金算定における全面総報酬割の仕組みが導入されたことで、既に多くの拠出金負担が生じており、国民健康保険は、ここから生まれた国費による財政支援を受けている。また、今後、社会保険の適用範囲が拡大されると、被用者保険の負担は大きくなるが、国民健康保険は財政改善が見込まれる。このことから、国民健康保険の被保険者には、応分の負担が求められる、と考える。

更に、被保険者以外の市税を含む一般会計からの赤字補填を行うことは、受益と負担の均衡を逸するものであり、国民健康保険制度の自立を損なう要因と考えられる。

今回の改定に当たっては、これまでの応能応益割合から応益割合が増加することではあるが、依然として均等割額は隣接市と比較しても低い水準にあり、また、今後、所得ある被保険者の減少が見込まれることから、やむを得ない改定であると判断した。

こうした事情を踏まえ、諮問のとおり財政健全化計画に則った国民健康保険税の税率等の改定を認めるものである。

なお、市における、保健事業やお薬カレンダー、残薬バッグの活用等の医療費適正化に資する取組について評価し、その効果を期待するとともに、これら国民健康保険の財政健全化に関する取組について、広く市民に理解が得られるよう、国民健康

	<p>保険制度の現状の周知に努められたい。</p> <p>1枚おめくりください。(1)の税率等及び、右ページ(2)の改定時期であります。こちらは諮問書の内容のとおりとなりますので、説明を割愛させていただきます。(3)の審議日程についてですが、令和2年1月21日に市長から諮問を受け、資料説明を受けた後、ご審議いただきました。繰り返しとなりますが、答申(案)につきましては、前回の運営協議会で出された委員からのご意見及び1月27日までいただきました委員お二人からのご意見を、正副会長でとりまとめた内容となっておりますので、本日、委員の皆様によります慎重審議を踏まえまして、答申(案)のとおりの内容でお認めいただきましたら、令和2年2月3日、市長に答申書を提出いただく予定となっております。答申書案の内容の説明は以上です。よろしく願い申し上げます。</p>
尾崎会長	<p>はい、どうもありがとうございました。それでは、本日、委員の皆様から何か意見はおありでしょうか。はい。</p>
委員	<p>諮問の内容については特段ないのですが、一つだけちょっと教えていただきたいのですが、どの市も赤字の解消に努めているかと思えます。そのへんの状況を、お聞かせいただければありがたいかなと思えます。</p>
尾崎会長	<p>それでは課長お願いします。</p>
岩野課長	<p>保険年金課長岩野でございます。よろしく願いいたします。着座にて失礼させていただきます。東京都のほとんどの自治体につきましては、当市と同様に赤字補填繰入れというものを行っております。このような自治体につきましては財政健全化計画を策定するよう国から求められておまして、これまで</p>

	<p>具体的な解消年度を定めていない自治体も、今年度末までに具体的な解消に向けた定量的計画を立てるように求められているところではございます。ですので、赤字解消に向けた計画に則って、各市も赤字補填繰入れの解消に向けて税率の改定に取り組んでいるものと、私どもとしても認識しているところがございます。令和2年度について申し上げますと、26市の担当間の確認では、半数以上の市が税率の改定を予定してございます。この近隣の自治体につきましても、既に税率の改定に関する議決を得ている市や、現在その改定に関する諮問を行っている自治体もでございます。東大和市は諮問の際に、資料に近隣四市の均等割の平均額についても、提示させていただいております。ですので、この平均額につきましても、各市の議決の状況いかによってはまた少し動いてくるかなとこちらとしては捉えているところがございます。各市の状況としてはこのような動きとなっていると認識してございます。以上でございます。</p>
尾崎会長	<p>よろしいですか。金額的な問題とかも、聞きたいところですけども。</p>
岩野課長	<p>なかなか、議決を経ないと公表されないところがございまして。</p>
委員	<p>近隣の四市のところはやるかやらないかはわからないの。</p>
岩野課長	<p>小平市がすでに議決を得ておりまして、それから武蔵村山市、東村山市は今諮問中という動きで、確認しております。</p>
尾崎会長	<p>ありがとうございます。ほかに。よろしいでしょうか。よろしければ、ほかに意見がないようであれば、お諮りしたいと思います。いかがでしょうか。異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>

尾崎会長	<p>はい。それでは、異議がなければお諮りいたします。「東大和市国民健康保険税の税率等の改定について」、諮問のとおり改定を適当と認める答申をしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
尾崎会長	<p>異議なしの声がありましたので、ありがとうございました。それでは、答申案につきましては、このとおり承認とさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>答申書につきましては、先ほど書いてありました2月3日月曜日、職務代理の関田委員さんと一緒に、市長に提出させていただきます。委員の皆様には、改めて答申書の写しをお送りいたしますので、よろしくお願いたします。また、事務局のほうから何かありますか。</p>
岩野課長	<p>ご審議賜りまして、誠にありがとうございました。本日ご承認いただきました答申を踏まえまして、令和2年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算の案につきまして、令和2年第1回市議会定例会に提案をさせていただく予定でございます。次回の運営協議会、年度末に開催を考えたいと思っております。その際に予算のご説明をさせていただきたいと存じます。その次回の運営協議会につきまして、近日中にまた開催日の調整を諮らせていただきますので、何卒よろしくお願いたします。事務局のほうからは以上です。</p>
尾崎会長	<p>どうもありがとうございました。それではまた具体的な日程が決まりましたら、お願したいと思っております。以上で「日程第1 東大和市国民健康保険税の税率等の改定について（答申案）」を終了とさせていただきます。</p>

<p>岩野課長</p>	<p>次に「日程第2 その他」として、事務局から何かございますでしょうか。</p> <p>その他ということで、お手元にA4横の、「国民健康保険をめぐる現状と課題」というカラーの資料をご用意いただければと存じます。去る1月27日なのですが、東京都国民健康保険団体連合会主催によります講演会がございまして、尾崎会長と私で出席をいたしましたので、ご報告を申し上げます。内容といたしましては、厚生労働省保健局国民健康保険課、熊木課長によります表題の「国民健康保険を巡る現状と課題」と題しました講演でございました。国民健康保険制度の現状について、過去からの推移を踏まえた説明がございました。国民健康保険の課題を捉えるのに大変参考となるものでありました。時間に限りがございますので、タイトルにもございます、国民健康保険の現状と課題について、大枠で捉えられるかと思われる箇所を抜粋してご説明したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>はじめに、3ページをご覧いただければと思います。3ページ、医療費の動向と題しているページでございます。この中で特に中ほどにございます、国民医療費の内容につきまして説明がございました。この国民医療費というのが、保険者の保険給付と、被保険者の一部負担金とを合算したものと、大枠ではこのように捉えていただければと思います。この国民医療費がご覧のとおり、年々増加傾向にある。特に近年につきましては2～3%の増加というような説明がございました。</p> <p>1枚おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。人口ピラミッドの変化ということで、4ページは1966年、1</p>
-------------	--

990年、2017年のこの3年における推移をピラミッド状に示しているものでございます。左側が国保の加入者数のピラミッド数になっております。如実にわかりますとおり、国民健康保険の加入者の高齢化が進んでいるというのが、このピラミッドからも見受けられるかと思えます。

続きまして5ページをご覧ください。年齢階級別の加入者の動向ということで、2006年、2011年、2016年の比較になってございます。年齢5歳ごとの加入者数が棒グラフになっております。それぞれの5歳ごとの中に3本の柱が立っているかと思えます。3本の柱の左側が2006年、真ん中が2011年、右側が2016年と、それぞれの推移が示されているところでございます。上のほうにございますように、団塊の世代について特に説明がございました。団塊の世代につきましては、ここに47年から49年生まれの方ということでありますとおり、着々と年齢が上がっているところがございます。2016年が直近の数字でございますので、現在団塊の世代の方々には70歳に到達しているところではございます。こういう傾向についてご説明がありました。

続きまして、1ページ飛んでいただきまして、7ページをご覧ください。これ、カーティと読むそうなのですが、CAR-T細胞治療というタイトルの参考資料になります。ここでどのような説明があったかと申しますと、いわゆる高額薬価の話でした。ここで代表的というか直近のものとして説明がありましたのが、販売名キムリア点滴静注、こちらの商品の名前になります。薬価のところをご覧くださいただければと思いますが、薬価が、3,349万幾らというところですね。1患者あたり

1回のみの投与、これが保険適用で使われるようになったものになります。このような高額薬価の話がありましたので、また熊木課長の説明になりますと、高額薬価、今後次々に承認される可能性もあるというところから、こういう高額薬価によって、1人あたり医療費が上がってしまうというところは、予断を許さない状況であるという説明がございましたことをお伝えいたします。

続きまして、ページがだいぶ飛んでしまうのですが、14ページをご覧ください。14ページ、令和2年度に向け都道府県と市町村に期待される役割と題されたページでございます。こうした国民健康保険の現状を踏まえまして、課題も踏まえまして、特に役割として期待されるものということで、1番下、各課題における主な視点というところをご覧ください。国のほうで求めていきたいものとして3点挙げておりました。1つ目が法定外繰入等の解消ということで、今般皆様にもご審議いただきました課題が、ここで国からも改めて挙げられているところでございます。②といたしまして、保険料水準の統一に向けた議論ということで、国民健康保険が広域化、都道府県単位化されました。都道府県内であれば、市町村を跨ったとしても保険料水準が統一になるように、そうした議論を進めていくようにというような説明がございました。③医療費適正化の更なる推進ということで、今後の医療費適正化について、国として進めていくというようなお話がございました。

続きまして15ページをご覧ください。15ページ、一人当たりの一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入（平成30年度：速報値）についての説明がございました。これは1人当

尾崎会長	<p> たりの法定外繰入の単価になってまいります。この棒グラフを ご覧になりますとおり、東京都がやはり抜きん出て高い状況 が、平成30年度速報値からも見受けられるかと考えておりま す。また一方で右側にございますとおり、他県によりましては 繰入なしのところもあると。またその下の※印もございますと おり、市町村数でいうと8割の自治体は繰入を行っていないと いうような説明がございました。 </p> <p> では16ページをご覧ください。法定外繰入の解消等に向け た対応についてということで、下のほうに計画策定対象の市町 村・都道府県に取り組んでいただきたいこととございます。2 019年度末までに、都道府県において、計画策定対象市町村 の計画について、ということで、東京都におきましても、財政 健全化計画の取りまとめ、公表を計画しているところでござい ます。2020年度につきましては、全ての計画策定対象市町 村におきまして、赤字の「解消年度」と実効的・具体的な手段 を設定し、計画に記載したものを、こちらを取りまとめるとい うような動きがございます。ほかにもいろいろ、国全体で取り 組んでいる内容等説明がございましたが、時間の兼ね合いもご ざいますので、現状と課題が大枠で捉えられる抜粋の説明とし ては以上となります。何かご質問等ございましたら承ります。 </p> <p> 今ご質問等が無くても、持ち帰られて、疑問や質問等ござい ましたら、私宛にご連絡いただければ、回答できるものは回答 いたしますし、不明な点は調べさせていただきますので、どう ぞよろしく願いいたします。私からは以上となります。 </p> <p> それでは、その他のその他ということで、全ての皆様から、 委員の皆様、最後に何かあればお聞きしたいと思っております。 </p>
------	--

委員一同	<p>も、よろしいでしょうか。ほかに無いようなので、これをもちまして「日程第2 その他」を終了とさせていただきます。</p> <p>これをもちまして本日の日程を全て終了とさせていただきます。本日の運営協議会は本当に皆様ありがとうございました。ご協力に感謝します。本日はありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p>
------	--